

～ 国際研修 ～

第1回インドネシア裁判官人材育成強化支援研修

国際協力部教官

松川 充 康

第1 はじめに

2010年11月29日（月）から同年12月3日（金）まで、第1回インドネシア裁判官人材育成強化支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、インドネシアにおいて裁判官の人材育成に深く関わる10名の裁判官であり、いずれも最高裁判所及び同所に設置された司法研究開発研修所などで要職に就いている。

アチャ・ソンジャヤ氏（Mr）	最高裁判所民事部長
タクディル・ラフマディ氏（Mr）	最高裁判所判事
アブドゥル・マナン氏（Mr）	最高裁判所判事
アンワル・ウスマン氏（Mr）	最高裁判所司法研究開発研修所長
ソンソン・バサル氏（Mr）	最高裁判所軍事行政局長
イ・グスティ・アグン・スマナタ氏（Mr）	最高裁判所司法研究開発研修所司法研修局長
スマルニ・マルズキ氏（Ms）	最高裁判所司法研究開発研修所事務局長
ディン・ズレイダ氏（Ms）	最高裁判所司法研究開発研修所研究開発局長
ディア・スラストゥリ・デヴィ氏（Ms）	スタバット地方裁判所副所長
エドワード T.H シマルマタ氏（Mr）	最高裁判所司法研究開発研修所プログラム・評価 ユニット長

研修員のうち5名はインドネシア最高裁自国予算での来日であった。

第2 本研修実施の背景

インドネシアは、1998年のスハルト体制崩壊後、法曹養成の活性化、汚職撲滅など、司法制度の改革を重要な国家的課題と位置付けてきた。しかし、現時点では、いまだ裁判官の能力や公平性は十分ではなく、国民からの信頼も得られていない。そのような中、インドネシア最高裁判所は、2006年、裁判所の人事行政部門につき、法務人権省からの移管を受け、更に裁判官の研修等を行う司法研究開発研修所を設置するなど、裁判官養成制度の充実へ向けた体制を整えてきたが、研修の具体的なノウハウを十分に有しているわけでは

ない。そのため、インドネシア最高裁判所では、裁判官候補生研修のカリキュラムや教材開発、更には裁判官任官後の研修（職務を通じた研さんを含む。）などの面で、先進国を始めとする他国の制度や工夫などに重大な関心を向けている。

一方、当部では、独立行政法人国際協力機構（JICA）の実施する「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」において、財団法人国際民商事法センターと協力し、2007年3月から2009年3月までの2年間、インドネシア最高裁判所を支援対象機関として、和解及び調停に関する最高裁規則の改正や調停人養成研修制度の改善といった成果を残した。その結果インドネシア最高裁判所は、我が国に対する信頼を深め、和解及び調停に限らず日本の司法制度全般に関して強い関心を抱くとともに、司法制度改革を推進していく上で、引き続き日本からの支援を受け、また、日本から学びたいという考えを持つに至っている。

このような背景の下、当部では、インドネシア最高裁判所から、裁判官候補生及び任官後研修制度の改善を推進するに当たり、日本の法曹養成及び任官後研修を学びたいとの強い要望を受けたため、法務省独自の支援として、本研修を企画した次第である。

第3 本研修の概要

裁判官人材育成に焦点を当てた研修としては初回であったため、日本の法曹養成及び任官後研修の全体像や特色、強みを正確に理解してもらうことに主眼を置いた。まず初日の午前には日本の法曹養成及び任官後研修の全般に関する導入レクチャーを実施した。そして、同日午後以降は、法科大学院、司法研修所及び地方裁判所といった法曹養成及び任官後



研修を担う各機関を訪問し、施設見学や意見交換を行うとともに、検察官及び弁護士の講師から、日本の法曹養成制度について講演いただく場も設けた。最終日には、インドネシア裁判官人材育成強化支援として、どの領域に今後の焦点を当てていくかについて協議した。

導入レクチャーで当職が使用したパワーポイントを文末に添付する。

第4 研修員からのフィードバック及び今後の協力などについて

最終日の協議で研修員から得た情報などを基に、インドネシア最高裁判所の関心事や今後の協力関係の方向性について整理する。

- ・ インドネシアでは、裁判官、検察官及び弁護士の採用及び研修をそれぞれ独立に行うシステムをとっている。しかし、研修員は、裁判官、検察官及び弁護士が共通の試験及び研修を経る日本のシステムに大きな興味を示し、また、その利点を強く感じたようであった。日本のようなシステムを直ちに導入することは困難であろうが、裁判官養成のカリキュラムの中に、他職種を経験する機会を設けることは十分に可能と思われ、現にその試行が検討されているようである。

- ・ インドネシアでは、旧宗主国であるオランダの支援の下、裁判官養成に関する新たなカリキュラムを策定し、これを2011年から実行に移していく方針を持っている。その概要は、裁判官採用試験に合格した裁判官候補生が、2年間の研修期間中、日本でいうところの集合研修と実務修習を1セットとし、これを3回繰り返すというものである。その中で、裁判官候補生は、裁判所の事務局部門、書記官及び裁判官のそれぞれを現場で学ぶことになる。

ただ、このような研修の外枠こそできつつあるものの、研修の中身自体の充実はまだまだ追いついていない。特に裁判官候補生の指導に用いる教材の開発は、ほとんど手付かずの状態である。この点も、オランダの支援の下、必要な教材の洗い出し作業が行われているが、実際の教材開発作業やその開発ノウハウについては、オランダだけでは到底カバーできない状態である。そのため、インドネシア最高裁としては、裁判官向けの教材開発について、他ドナーの支援を求めたいと考えており、とりわけ和解・調停に関する教材開発の実績がある日本への期待が強く、また、オランダも日本の制度から学ぶよう勧めているようである。

インドネシアは、多民族で構成された約2億3,000万の人口と多数の島からなる大国である。私見としても、こういった国で、全国に分散する裁判官の能力・質を広く底上げしていくためには、質の高い教材を開発することが大変有効な手法の一つと考えられる。

- ・ 2011年度も、特段の支障がない限り、インドネシア裁判官人材育成強化支援研修を行うことでコンセンサスが得られた。インドネシア側は、上記のような事情から、司法研修所作成の教材をより深く学びたいとの意向を示している。また、インドネシアでは、最高裁判所での膨大な未済事件数が大きな問題となっていることから、日本の最高裁判所における事件処理の流れ、特にその中での調査官の役割にも関心を持っている。具体的な研修内容は、今後協議を重ねつつ詰めていくことになる。

第5 終わりに

インドネシアは、昨今経済成長を続けている国の一つであり、日系企業の進出もますます拡大しつつある。一方で、インドネシアの法制度は、特に司法機関や行政機関の運用面で大きな問題を抱えており、これがビジネス活動にとっての大きな阻害要因になっていると繰り返し指摘されている¹。また、法の支配が不十分なままの経済発展は、その持続性や安定性で大きな不安を抱えることにもなる。こういった中、法運用の中心的役割を担う裁判所に対し、その人材育成強化を支援していくことは、インドネシアにとってはもちろんのこと、日本にとっても大きな価値を有するものと考えられる。そのため、当部では、今後ともインドネシアとの司法分野での交流を継続していく予定である。

¹ ジャパン・ジャカルタ・クラブによる「黄金の5年間に向けてービジネス環境の改善に向けた日本企業の提言ー」（2010年1月）では、「インドネシアが取り組むべき課題は無数にあるが、我々は、とりわけ2つのL、すなわち、法的不透明性（"Legal Uncertainty"）と、インフラの欠如（"Lack of Infrastructure"）については早急な解決が求められていると考える。」「法の信頼性確保のため、行政、司法を含め、予見可能で統一的な法解釈とその迅速で的確な執行が求められる。」などと指摘されている。

最後に、本研修に多大な御支援、御協力をいただいた裁判所や法科大学院、講師の方々をはじめとした関係者の皆様に深くお礼を申し上げます。



2011年11月29日インドネシア研修にて撮影

第1回インドネシア裁判官人材育成強化支援研修日程表

[主任教官:松川教官, 事務担当:石井専門官, 瀬井主任専門官]

月 日	曜	9:00	12:00	14:00	17:00	備考	場所
11 / 日 28		来日GA884 23:50ジャカルタ発 - 9:00成田着					
11 / 月 29		裁判官養成制度の比較研究 国際協力部教官 松川 充康 法務総合研究所第3教室	所長主催意見交換会 / 記念写真撮影	弁護士から見た日本の法曹養成及び裁判官の外部経験制度 弁護士 永石 一郎 法務総合研究所第3教室			法総研
11 / 火 30		司法研修所訪問(施設見学, 意見交換) 司法研修所					司法研
12 / 水 1		司法制度と法曹養成制度の相互関連性 国際協力部長 山下 輝年 法務総合研究所第3教室	東京地方裁判所訪問 (事件傍聴, 新任判事補指導担当裁判官との意見交換)		東京地方裁判所		法総研 東京地裁
12 / 木 2		法科大学院訪問(施設及び授業見学) 学習院大学	法科大学院訪問(大学教授との意見交換)		学習院大学		学習院 大学
12 / 金 3		フィードバック及び今後の支援の在り方に関する協議 (9:00-12:00, 14:00-17:00) 国際協力部部長 山下 輝年 学習院大学教授 草野 芳郎 国際協力部教官 松川 充康 中京大学教授 稲葉 一人 弁護士 角田 多真紀(14:00-17:00) 法務総合研究所第3教室					法総研
12 / 土 4		離日GA885 12:00成田発 - 17:50ジャカルタ着					
12 / 日 5							

日本の法曹養成制度の概要 — 裁判官を中心に —

法務省法務総合研究所国際協力部
教官 松川 充康

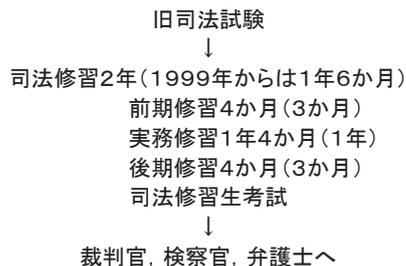
1

本レクチャーのアウトライン

- 大学から裁判官任官までの試験・研修制度の説明(旧制度, 新制度)
- 任官後のトレーニング(On the Job Trainingを含む)の説明

2

旧制度の流れ



3

旧制度

- 旧司法試験と旧司法修習が柱
- 大学・大学院は, 法曹(裁判官, 検察官, 弁護士)の養成システムには組み込まれていなかった。

4

旧司法試験

- 裁判官, 検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する試験
- 第一次試験と第二次試験
- 第一次試験
一般教育科目(人文科学関係, 社会科学関係, 自然科学関係)と, 外国語科目(英語, フランス語, ドイツ語, ロシア語, 中国語から1つ選択)
→大学で一定の単位をとった者(法学部である必要はない)は免除

5

第二次試験

- 三段階方式
各試験に合格した者のみ次の試験に
- 短答式試験(毎年5月上旬)
憲法, 民法, 刑法で, 択一式(マークシート方式)。試験時間は3時間30分で60問。

6

第二次試験(続き)

- 論文式試験(毎年7月中旬)
憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法(かつては法律選択科目、教養選択科目もあった。)
各科目とも2時間で2問。
- 口述試験(毎年10月)
憲法、民法、刑法、(商法)、民事訴訟法及び刑事訴訟法
試験委員からの口頭試問

7

論文試験の問題例

Aは、甲土地の所有者Bを強迫して土地売却に関する委任契約を締結させ、Bの代理人として甲土地をCに売り渡した。Cは、駐車場として利用させるためDに甲土地を引き渡し、賃料に代えてDに甲土地の舗装工事をさせたが、その後、Bが強迫を理由として右委任契約を取り消した。この場合におけるBとC・Dとの法律関係について説明せよ。
(平成3年・民法第1問)

8

第二次受験者数及び合格者数

- 1990年
受験者 21,308名
短答式試験合格者 3,814名
論文式試験合格者 506名
最終合格者 499名
- 2000年
受験者 31,729名
短答式試験合格者 6,125名
論文式試験合格者 1,026名
最終合格者 994名

9

旧司法修習

- 司法試験合格者は、司法研修所で行う2年間(1年6か月)の司法修習を経て、裁判官・検察官・弁護士に。
- 司法研修所は、最高裁判所に設置されている研修機関。
- 将来の裁判官・検察官・弁護士が共通の研修を行うという点に特色。

10

司法研修所での前期修習

- 4か月(3か月)
- 1クラス60~70名ほどにクラス分け。
- 科目は、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護。各クラスの各科目ごとに実務家出身の教官が指導に当たる。
- 指導方法としては、レクチャー、ケーススタディ、模擬裁判、判決起案の演習など

11

各都道府県に分散しての実務修習

- 1年4か月(1年)
- 民事裁判修習、刑事裁判修習、検察修習、弁護士修習を各4か月(各3か月)
- 裁判所では、各裁判部(通常は裁判官3~5名程度)に司法修習生を数名配置。
- 実務の現場を体験。裁判所での判決起案や検察での取調べ修習なども。

12

司法研修所での後期修習

- 4か月(3か月)
- クラスは前期と同じ。指導教官も異動がない限り同じ。
- 前期同様、レクチャー、ケーススタディ、模擬裁判、判決起案の演習など。より高度の内容に。

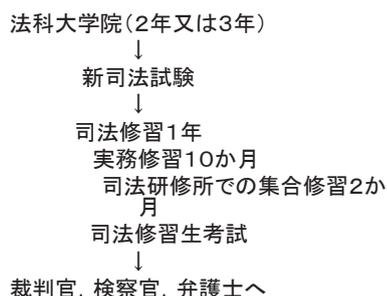
13

司法修習生考試

- 司法修習の最後に行われる国家試験。合格すれば司法修習を修了し、裁判官・検察官・弁護士になるための資格を得ることができる。
- 試験科目は、民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護。模擬記録をベースに判決などの起案をする。
- 裁判官は、司法修習の修了者から、成績、適性、健康を考慮して採用される。

14

新制度の流れ



15

新制度

- 「点(司法試験)による選抜」から「法科大学院を中核とするプロセス重視の法曹養成制度」へ
- 大学(法科大学院)を法曹養成制度に組み込む
→法科大学院課程修了者のみ(ただし、2011年からは予備試験合格者も)が新司法試験の受験資格を取得。
- 新司法試験合格後の司法修習は存続。ただし、期間短縮。
- 2004年4月に法科大学院開講、2006年に第1回新司法試験
*旧制度も枠を狭めながら当面並存とされた。
- 裁判官、検察官、弁護士共通の養成制度であることは変わらず。

16

法科大学院

- 法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とした大学院
- 法学既修者コース(2年)と法学未修者コース(3年)
入学試験での法律科目の有無
- 2007年時点で、74校(国立23校、公立2校、私立49校、総定員5,825人)
- 必修である法律基本科目、法律実務基礎科目に加え、多種多様な選択科目
- 現役の裁判官、検察官、弁護士も講師に

17

法科大学院での履修科目

- 法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)
- 法律実務基礎科目(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目)
例:要件事実論、判決書などの起案
- 基礎法学・隣接科目(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目)
例:法哲学、経済、会計
- 展開・先端科目(先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目)
例:知的財産、倒産、家事

18

新司法試験

- 短答式試験と論文試験を同時期(毎年5月)に行う。
- 3回不合格又は法科大学院修了から5年経過すると受験資格を失う。
- 短答式試験
公法系科目(憲法, 行政法)
90分, 40問程度
民事系科目(民法, 商法, 民事訴訟法)
150分, 75問程度
刑事系科目(刑法, 刑事訴訟法)
90分, 40~50問程度

19

新司法試験(続き)

- 論文式試験
公法系科目(2問, 4時間)
民事系科目第1問(2時間), 第2問(4時間)
刑事系科目(2問, 4時間)
選択科目(2問, 3時間)
- 選択科目
倒産法, 租税法, 経済法, 知的財産法, 労働法, 環境法, 国際関係法(公法系), 国際関係法(私法系)から1科目
- 詳細な事例を前提とした論述問題

20

受験者数及び合格者数

2009年
受験者 7,392名
短答式試験の合格に必要な成績を得た者
5,055名
合格者 2,043名
合格者平均年齢 28.84歳

21

新司法修習(旧制度からの変更点)

- 前期修習廃止←法科大学院導入のため
- 実務修習10か月, 司法研修所での集合修習(旧制度上の後期修習に相当)2か月の計1年間
- 司法修習生考試は存続
- 実務修習
民事裁判修習, 刑事裁判修習, 検察修習, 弁護士修習を各2か月
+
選択型修習2か月

22

選択型修習

- 豊富な選択メニューから各司法修習生が選択して, 組み合わせる。
- 例: 刑事関連施設等見学修習 1週間
家庭裁判所修習 2週間
新聞社での修習 1週間
民事模擬裁判 2週間
倒産事件修習 2週間

23

新司法修習修了後の進路

- 2009年 新司法修習修了者 1,992名
(旧司法修習修了者 354名)
裁判官 99名(+旧制度から7名)
検察官 67名(+旧制度から11名)
残りの大半は弁護士に

24

任官後のトレーニング(新任時)

- 新任裁判官は、各都道府県の地方裁判所に分散して配属。民事又は刑事の合議事件の左陪席に。
cf 日本の地方裁判所は、事件の種類・難易に応じて、裁判官単独又は裁判官3人の合議体で裁判を行う。
- On the Job Trainingが中心に。難しい事件を先輩裁判官と共に担当する。
- 判決のfirst draftは、左陪席が通常行う。
- 刑事事件の令状や民事執行などは単独で担当。
- 新任判事補を集めて判例や事実認定などの研究会を行う地方裁判所もある。

25

職務を通じたトレーニング

- 多様な職務経験を積むことで裁判官としての能力を高める。
- 5年を経過すると単独で訴訟を担当することができる。
- 裁判官としての職務だけでなく、多様な外部経験のメニューがある。
例: 海外留学, 行政官庁出向, 弁護士, 民間企業研修

26

実際の裁判官の職務経歴を見る

- M裁判官
2001年10月 司法修習を修了し、裁判官任官
2001年11月 大阪地方裁判所民事部(医療集中部)
2003年10月 大阪地方裁判所民事執行部
2004年 8月 イギリス留学

27

M裁判官(続き)

- 2006年 8月 大阪地方裁判所民事部(医療集中部)
- 2007年 4月 大分地方裁判所民事部
民事通常事件全般(大半は単独で行う事件)を担当
- 2009年 3月 大分家庭裁判所
- 2010年 4月 法務省法務総合研究所国際協力部教官

28

T裁判官の場合

- 2001年10月 司法修習を修了し、裁判官任官
- 2001年11月 大阪地方裁判所民事部(通常部)
- 2003年10月 大阪地方裁判所民事保全部
- 2004年 4月 民間企業研修

29

T裁判官の場合(続き)

- 2005年 4月 山口地方裁判所・簡易裁判所
刑事事件全般, 民事執行, 民事保全
- 2007年 4月 最高裁判所行政局局付
2008年4月からは民事局局付も兼務
- 2009年 4月 東京地方裁判所民事部(労働部)
単独で担当する事件も相当数あり

30

司法研修所企画の研修プログラム

- 司法研修所は、司法修習生の研修だけでなく、裁判官の研修も行っている。
- 任官時、10年目などに全員を対象とした必修の研修がある。
- 他の研修は原則として応募型
例：知的財産権基礎研究会、医療訴訟の特別研究会、刑事実務研究会、など
- 講義だけでなく、ディスカッション、ケーススタディなどの主体的参加の求められる研修が多い。

31

参考情報

- <http://www.courts.go.jp/english/institute/index.html> (英語)
司法研修所の概要を紹介している。
- http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_shinqa.html (日本語)
新司法試験のQ&A
- http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_shinshiho_u_h21-22jisshi.html (日本語)
2009年新司法試験の問題が公開されている。
- http://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/shiken_qa01.html (日本語)
旧司法試験のQ&A

32